

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和五年二月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和四年四月十八日奈良県指令建第一〇八一―一二四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年一月三十日建第一〇〇七八号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年一月三十日建第五七九六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市大字秋吉八八番二、八八番四、八八番五、八八番六、八八番七、八八番八、八八番九、八八番一〇、八八番一一、八八番一二、八八番一三、八八番一四、八八番一五、八八番一六、八八番一七、八八番一八、八八番一九、八八番二〇、八八番二一、八八番二二、八八番二三及び八八番二五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市光陽町二一五番地

株式会社南村組 代表取締役 南村清信

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市大字秋吉八八番二一、八八番二二、八八番二三及び八八番二五

公園 大和高田市大字秋吉八八番一九

下水道 大和高田市大字秋吉八八番二一及び八八番二二の各一部

水路 大和高田市大字秋吉八八番二〇